

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、当該の日)

## 鳥取県規則第三十三号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の六条を加える。

(拡声機使用の禁止区域)

### 目 次

#### ◆規則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課)

#### ◆告示

鳥取県卸売市場整備計画の変更(農畜園芸課)

#### ◆土地改良区の定款の変更の認可(二件)(農村整備課)

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令(造林課)  
松くい虫の特別防除の実施(〃)

#### ◆人委規則

運動手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県知事 西尾邑 次

第十五条の二 条例第五十八条の二第一項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね五十メートル以内の区域とする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校  
二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所

三 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

四 図書館法(昭和二十五年法律第一百十八号)第二条第一項に規定する図書館

五 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十四条第一項第二号に規定する特別養護老人ホーム

六 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六条第四項に規定する老人保健施設

(拡声機使用に係る遵守事項)

第十五条の三 条例第五十八条の二第二項の規則で定める事項は、別表第七のとおりとする。

第十五条の四 条例第五十八条の二第二項の規則で定める事項は、別表第

八のとおりとする。

(拡声機使用の制限の対象とならない場合)

第十五条の五 条例第五十八条の二第三項ただし書の規則で定める場合は、次に

次に掲げる場合とする。

一 災害時における警戒活動等に伴い放送をする場合

二 電気、ガス又は水道の事業に関する広報活動として放送をする場合

三 公共の輸送機関の業務に関し駆又は発着場において放送をする場合

四 公務員がその職務に因り放送をする場合

五 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために放送をする場合

六 祭礼、盆踊りその他地域の風俗慣習として行われる行事に伴い放送をする場合

七 集団の整理誘導のために放送をする場合

八 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

(屋外燃焼行為を制限する物)

第十五条の六 条例第五十八条の四の規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- 一 ゴム
- 二 皮革
- 三 合成樹脂
- 四 廃油
- 五 硫黄
- 六 ピッチ

(屋外燃焼行為の制限の対象とならない場合)

第十五条の七 条例第五十八条の四ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 燃焼炉の使用等適切な処理の方法により燃焼させる場合

二 住民が事業活動以外の目的で少量燃焼させる場合

三 風水害等の災害のため生じた廃棄物をやむを得ず少量燃焼させる場合

四 農作物の凍霜害防止等の目的で最少限度の量を燃焼させる場合

五 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

六 農作物の凍霜害防止等の目的で最少限度の量を燃焼させる場合

七 農作物の凍霜害防止等の目的で最少限度の量を燃焼させる場合

八 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

九 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

十 前各号に掲げる場合のほか、知事が公益上やむを得ないと認める場合

十一 として次のように加える。

別表第六の表第三号中「以外の区域」の下に「(工業専用地域、臨港地区内の分区及び工業のための埋立地を除く。)」を加え、同表の備考に4

として次のように加える。

別表第六の次に次の二表を加える。

別表第七(第十五条の三関係)

一 拡声機の使用時間は、午前八時から午後七時までとすること。

二 拡声機から発する音量は、地上において六十五ポン以下とすること。

備考

- 1 ホンとは、別表第六の備考1に定めるポンをいう。
- 2 驚音の測定は、別表第六の備考2に定めるところによる。

3 騒音の測定方法は、別表第六の備考3に定めるところによる。  
別表第八（第十五条の四関係）

一 次に掲げる放送をする場合は、音量基準の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める音量を超えないこと。

イ 工場、事業場、社寺、屋外スポーツ施設、学校、保育所等において構内用としてその敷地内で行うもの

ロ 住民の慣習として行われる広報又は連絡に伴うもの

ハ 露店市、朝市その他地域の慣習として行われる催し物に伴うもの

ニ 飲食物の移動販売に伴うもの  
ホ 屋外における音楽会、映画会等の運営のためにその会場内で行うもの

### 音量基準

区	域	音量
午前六時から午後一〇時ままで		
第一種区域	七〇ポン	四五ポン
第二種区域	七〇ポン	四五ポン
第三種区域	七〇ポン	五〇ポン
第四種区域	七〇ポン	六五ポン
第一項の規定に基づいて指定された地域		
第一種区域	七〇ポン	五六ポン
第二種区域	七〇ポン	六五ポン
第三種区域	七〇ポン	六五ポン
第四種区域	七〇ポン	六五ポン

区	域	音量基準	
		第一種区域	第二種区域
午前六時から午後一〇時ままで			
第一種区域	七〇ポン	五六ポン	五六ポン
第二種区域	七〇ポン	六五ポン	六五ポン
第三種区域	七〇ポン	六五ポン	六五ポン
第四種区域	七〇ポン	六五ポン	六五ポン

### 備考

- 1 ホンとは、別表第六の備考1に定めるポンをいう。
  - 2 騒音の測定は、別表第六の備考2に定めるところによる。
  - 3 騒音の測定方法は、別表第六の備考3に定めるところによる。
  - 4 騒音の測定地点は、固定して拡声機を使用する場合にあつては当該拡声機が設置されている敷地の境界線の外で測定可能な直近の地点、移動して拡声機を使用する放送をする場合にあつては当該拡声機直下の地点から十メートル離れた地点（航空機から機外に向けて
- 二 一に掲げる区域以外の場合は、拡声機の使用時間を午前八時から午後七時までとし、音量基準の表の上欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める音量を超えないこと。ただし、移動しながら放送をする場合の音量は、七十ポンを超えないこと。

放送をやめる場合においては、地上）しかね。

附則

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附則  
二

～鳥取県卸売市場整備計画（昭和六十二年一月鳥取県告示第三十七号）の一部を変更したので、同条第五項によつて準用する同条第四項の規定により、次のとおり改正する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県知事 四 晴 史 次

鳥取県卸売規則四十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第二百五十九号）第六条第一項の規定に基く

1 第2の5の(1)のイ中「公設（又は準公設）地方卸売市場」を「民當地

方卸売市場」に改め、第2の5の(1)のイのただし書を削る。

2 第2の5の(2)の表中部(2)の項を次のように改める。

		倉吉市	倉吉市	⑫倉吉中央青果協同組合	民	既存の市場及び卸業者を統合し、民営地方卸売市場を新設し、当該流通圏の供給市場とする。	民	青果物	63	昭和62年12月廃業
		⑬地方卸売市場倉吉青果市場株式会社	"	⑭協和青果株式会社	"	⑮上井青果市場	"	水産物	花き	昭和62年12月廃業
		⑯地方卸売市場倉吉魚市株式会社	"	⑰地方卸売市場上井水産株式会社	"	⑱倉吉花市場	"			昭和60年4月解散
(2)		泊村	泊村	⑲泊村漁業協同組合(産)	民	存置する。	民	水産物		規模未満市場
		赤崎町	赤崎町	⑳赤崎町漁業協同組合地方卸売市場	民	存置する。	民	水産物		

## 鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、赤崎町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、瑞穂地区土地改良区の定款の変更を昭和六十三年四月二十五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び期間

## 1 区域

イ 倉吉市、八頭郡郡家町、船岡町、八東町、若桜町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤崎町並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 鳥取市、気高郡氣高町並びに東伯郡泊村及び北条町の各一部（別紙のとおりとする。）

## 2 期間

昭和六十三年六月五日から同年七月十五日まで

## 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

## 三 行うべき措置の内容

一の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあつては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあつては地上からの薬剤による防除を実施すること。

## 四 その他必要な事項

- 1 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 3に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、

当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

## 二 期間

昭和六十三年六月五日から同年七月十五日まで  
(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 知事は、三に掲げる措置を行なうべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行つた場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行なうべき者が自らその措置を行つた場合に受けることができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部造林課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 人事委員会規則

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年四月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第十五号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 運賃等相当額は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号による額の総額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 定期券を発行している交通機関等(一般乗合旅客自動車を除く。)

鳥取市、倉吉市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、気高郡鹿野町及び青谷町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町、岸本町、会見町及び西

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 区域

を利用する区間（第三号に該当する区間を除く。）については、当該区間に係る通用期間一箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を行っているときは、最も低廉となる定期券の価額）。ただし、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数の少ないものについて、この額が次号による額を超えるときは、同号による額とする。

二 前号に掲げる交通機関等以外の交通機関等を利用する区間（次号に該当する区間を除く。）については、当該区間にについての通勤二十三回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額であつて、最も低廉となるもの

三 一般乗合旅客自動車を利用する区間を含む乗継区間等で、当該区間について定期券を利用することが最も経済的かつ合理的であると認められるものについては、当該区間に係る通用期間一箇月の定期券の価額（価額の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価額）

2 前条ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路の交通機関等について、前項各号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額の総額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

#### 附 則

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。